

とう 闘 か 華

発行:ユニオン東京合同
 発行人:佐藤陽治
 東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301
 TEL&FAX 03-3262-4440
 メール info@union-tg.org
 ブログ <http://blog.union-tg.org/>
 ホームページ <http://www.union-tg.org/>
 郵便振替 00110-8-120661

ユニオン東京合同も発言 8・25 中労委経験交流会に参加

中労委経験交流会開かれる

中央労働委員会闘争経験交流会が8月25日午後7時から、千代田区神保町区民館で開催された。労働法連絡会が主催したもので、中労委闘争を過去闘ったか、現在闘っているなどの人達25名が参加した。ユニオン東京合同からは組合員3名と、労働委員会闘争の代理人が2名も参加した。

最初に労働法連絡会から、近年中労委の出す命令で組合勝利となる率が低下していること、命令の内容だけでなく、公益委員による審査指揮の反動化が強まっていることが報告された。

また、2001年の労働組合法改悪によって労働委員会の規則改悪が進んでいる。調査、審査にあたって腕章着用禁止が法的根拠もなく、公益委員の申し合わせとして強制されてきた。日本弁護士連合会、国連などへ訴えたりして闘った結果、現在では、公益委員が「腕章着用禁止メモ」を形式的に読み上げるだけで、腕章着用のまま調査、審問を貫徹できるようになったが、このために10年間審問が開かれず中断されたことさえあった。昔の労働委員会現場では、ゼッケン、ハチ巻きさえ普通に着用されていた。

ユニオン東京合同も発言

中労委闘争の経験がある労組のうち、最初に27件の事件を現在労働委員会で闘っているス労自主から発言があった。ス労自主は、大阪の港合同とならんで労働委員会闘争の双壁となっている。ス労自主の労働委員会闘争の方針は、**審問調書、調査調書を必ず入手し、誤りや、問題があれば訂正を要求する 証人却下や物件却下などあれば必ず求釈明する**、など、あらゆる機会を捉えて労働委員会と闘う、というものであった。

その後に続いて論創社、ユニオン東京合同、品川臨職闘争、明大生協労組、三多摩合同労組中大生協が発言した。

ユニオン東京合同は、奥井社長証人喚問に焦点を当てて闘ってきたが、渡辺公益委員は審問で会社の防衛権を口にし、ブリタニカ資本の擁護をした。そして奥井社長の強制喚問要求に対しては、根拠を示すことなく必要ないと言い切った。結果、命令は都労委命令をなぞったような内容であった、と報告した。

最後に集会のまとめとして、中労委の宣誓強要廃止をはじめとする、中労委の反動化を許さないための中労委交渉を、交流会全体として行っていくことを確認した。

共謀罪を廃案にしよう!!

2003年に国会上程された共謀罪法案は、それ以降5年半にわたり13回の国会で継続審議されたが、我々はその都度制定を阻止してきた。

自民党は民主党を取り込んで、だまくらかしてでも国会を通そうとしている。共謀罪は、実行行為もなく、被害も無いにもかかわらず、話し合っただけで犯罪になるという悪法である。会議を開き、話しあう労働組合活動は最大のターゲットである。

福田が投げ出した後の国会をめぐる状況は当面不透明である。しかし、衆院選挙になれば共謀罪は廃案となる。今が廃案に持ち込む大チャンスととらえ、闘う体制を継続・強化しよう!

当面の闘い

9月19日(金)18:00～ 破防法・組対法に反対する
 行動総決起集会(文京区民センター-2A会議室)

10月18日(土)10:00～ 共謀ひろば 共謀罪反対
 国際署名運動呼びかけ(文京区民センター-2F全会議室)

ユニオン東京合同 プリタニカ闘争報告**連載 日本プリタニカ中労委命令の批判 その1**

中央労働委員会の渡辺章(あきら)公益委員は、今年7月29日に、組合全面敗訴の命令を出した。

命令は、組合が最大の目標にした2007年12月14日付奥井代表取締役社長の証人出頭命令の申立について、「初審および再審査において既に会社側説明が十分に行われてきており、奥井社長に対し、証人として出頭を命じて証言を求める必要はない」とし、組合の証人等出頭命令申立を却下した。2001年3月27日の、日本プリタニカの事業閉鎖と、全員解雇通告の原因となった奥井社長とシカゴ本社との間の電話会議の内容は、会社説明会、団交、都労委においても会社側から全く明らかにされていない。渡辺公益委員は嘘をついても却下したのである。

日本プリタニカの不当解雇問題をめぐる中労委判断の第1回として今回は、準備書面(1)に沿って展開する。次号に準備書面()について掲載する。

1. 申立期間の徒過について

組合は、解雇通告当時プリタニカ資本が社長も含めて全員が解雇されると説明したが、全員解雇ではなかったということが判明した時点で都労委申立を行ったので、その時点が基点であると主張した。しかし中労委は「行為の日から1年」という規定を機械的に当てはめて申立を却下した。生きた労働現場を単純機械的に1年間という枠にはめて切り捨てたものである。これでは資本の巧みな戦術を打ち破って労働者が救済申立することができなくなる。

2. 解雇問題に関する団交拒否の事実認定および判断の誤り

命令は、団交に誰を出席させるかは当事者が自主的に定めるものであり、粟津らが交渉権限を付与されて団交に出席しているので団交の進行に支障はなかったと、都労委命令と全く同じ内容で組合の不誠実団交の申立を却下した。

しかし、今回は340名もの従業員を解雇するような重大事件であること、シカゴとの電話会議を行ったのは奥井社長だけであったことから、団交に出席し、責任を果たせるのは

奥井社長しかいない。電話会議でシカゴの要求に対して、奥井社長はどのように発言したのか、どのような解雇回避努力をしたのか、解雇の正当性をどう説明するのか、それができるのは奥井社長しかいない。

プリタニカ資本は奥井社長を出席させず、粟津元経理部長を代替出席させて、解雇当事者である奥井社長の代弁をさせた。当然団交での粟津発言は推測、伝聞回答でしかないものであった。組合は都労委の審問で、被解雇者であった粟津は解雇問題の当事者足り得ないこと、回答内容は粟津個人の推測、伝聞であることを明らかにしたが、この組合の証明は全く無視され、会社側のデタラメ証言のみが認定されたのである。

会社側は奥井社長を団交出席させないことで、最初から団交で解雇問題を議題にさせない意図があり、当然団交での佐藤の原職または原職相当職の論議は避けるよう意図したのである。

3. シカゴ本社(EBI)とEBHSAの関わりについて

渡辺公益委員は、シカゴ本社(EBI)とオーナーであるEBHSAは不当労働行為を行ったとする具体的事実の疎明がないとして、初審の不当な棄却命令を踏襲した。

しかし、2001年3月27日の電話会議で明確にシカゴ本社から事業閉鎖が通告されたのである。このことは2003年3月19日付会社側答弁書に「EBI(シカゴ本社)から会社の事業を継続するために必要な資金援助をこれ以上継続することは出来ないため企業を閉鎖する旨の最終決定がボードミーティングでなされた」と記述されている。シカゴ本社が日本プリタニカの閉鎖を決定したことを明確に明らかにしているのである。日本プリタニカは単なる子会社として本社によって潰されたのである。

粟津は団交でも都労委においても、日本プリタニカは独立した会社であり、日本プリタニカの閉鎖を行ったのは奥井社長であると繰り返し述べていた。しかし実際に奥井社長が行ったのは、シカゴ本社の決定を受けて日本プリタニカを閉鎖する事務処理だけだった。

シカゴからの電話通告を受けた後、日本ブリタニカの取締役会議を開いて事業閉鎖を決定することも無く、ただちに社長、副社長、幹部社員で閉鎖の措置を開始したことから、奥井社長は実権のないシカゴ本社の傀儡(カイライ)であったのである。

これは外資がよくやる手段であり、利益が出ないと見るや、資本を直ちに引き上げるやり方である。この手法は日本の資本も海外で事業を行うときに通常とる手段であり、資本移動の自由化、グローバル化を進めるためには、資本にも国家権力にも雇用責任などは考慮する余地は無い。

渡辺公益委員の大嘘

昨年11月渡辺公益委員は、組合の直接的な要求に基づかない、会社に対する奥井社長の証人出頭と、陳述書の提出要求を文書で要求した。「2001年3月27日のシカゴとの電話会議の内容に興味がある」を理由としてである。つまり電話会議の内容は、これまで何も明らかにされていなかった

ことを渡辺委員自身も認めたのである。しかし、会社側はこの要求を拒否した。組合はこの会社側の拒否理由の開示を要求したが、渡辺委員は理由も示さず却下し、会社側の拒否を不問に付したのである。

今回の30ページにわたる中労委命令には、この部分はすっぱりと抜けている。組合が申立てた奥井社長の強制喚問については、「初審および再審査で既に十分説明が行われている」と嘘を書いている。なぜこのように嘘を嘘で固めるようなことをしたのか!?

驚くべき中労委の公文書

2008年7月30日付で中央労働委員会事務局第一部担当審査総括室・室長西野幸雄名の文書がある。タイトルは「日本ブリタニカ不当労働行為審査事件・再審査命令書交付について」なる文書である。ちなみに渡辺公益委員は第一部である。この文書には奥井社長の証人に関する詳述が全く存在していない。事実の抹殺である。なぜこのようなことが行われるのか!?(次号に続く)

ユニオン 東京合同 育成会分会 報告

労災申請速報

8月20日、職場で腰痛症になった組合員の労災申請書を法人に提出した。いままで団交の中でも「腰痛になる仕事ではない」「前から腰痛があったと本人が言っているから、労災かどうかわからない」などと言っていたが、8月30日になって法人は、押印をして返してきた。

9月2日に労基署に申請書提出はしたが、これからの闘いは労災の認定基準との闘いになりそうだ。

個人の給与額記載の資料を添付・誤送信した事件を隠蔽

副島宏克理事長は、2008年7月24日にM副理事長が起こした、職員各個人の給与額を記載した情報を添付して多数にメール誤送信した事件においては、M副理事長からの報告を受け、隠蔽を指示ないし追認しました。8月29日に岡庭組合員がM副理事長に反省を求めましたが、反省をすどころか、個人の情報を漏洩された当該への謝罪を拒否しました。ただちに謝罪をすべきです。事件の隠蔽を指示ないし追認した副島宏克理事長も同罪です。

また副島理事長は、2008年8月18日に岡庭千泰組合員がひとりであるところにみずから話しかけ、「松永顧問と室崎顧問は、実は顧問ではない」と言いなし、みずから発行者である「手をつなぐ」2007年7月号に掲載された新役員紹介の記事は虚偽であるという趣旨の発言をしましたが、会員・読者を欺くものだと言わなければなりません。真相を公表すべきです。

またまた理事長の懲戒権乱用だ～

2008年8月28日

事務局職員 岡庭千泰殿

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
理事長 副島宏克 (印)

法人財産(旧理事・評議員等の住所録)の私的流用禁止の再度通告

法人の旧理事及び評議員から、2008年7月下旬に貴殿から私的な文書が届いた旨報告を受けました。

貴殿に対しては、2007年12月10日付「法人財産(評議員住所録)の私的流用禁止通告について」と題する通告書において、評議員の住所録を法人の管理運営責任者の許可なく目的を逸脱して勝手に流用することは許されず、このような行為を一切禁止する旨通告しました。

しかるに、貴殿は、今般、法人の旧理事・評議員の住所録を使用し、旧理事等に宛てて法人の業務とは無関係の私的文書を送付しました。これは、上記同様、法人の管理運営責任者の許可なく、本来の使用目的を逸脱して法人財産である旧理事・評議員の住所録を私的に流用したものにほかなりません。

したがって、貴殿に対し、今後、管理運営責任者の許可なく、旧理事や評議員を含めた法人関係者の住所録をはじめとする法人財産を私的に流用することのないよう、改めて通告します。

なお、再度の通告にもかかわらず同様の行為を繰り返す場合には、遺憾ながら法人に対する重大な背信行為として懲戒の対象となることを付言します。

以上

UTG 活動経過 & スケジュール

副島宏克理事長は岡庭千泰組合員に対し、2008年8月28日付け「法人財産(旧理事・評議員等の住所録)の私的流用禁止の再度通告」という文書を8月29日にF事務局長を通して手渡しましたが、根拠のない言いがかりをもって「懲戒」を示唆する不当な威圧・抑圧です。

副島宏克理事長は、前記のように、M副理事長が起した問題においてみずから漏洩誤送信の隠蔽に加担している自覚を持ちながら、岡庭組合員が松永顧問との手紙・メールの応答があることを既に知っている8月18日に、郵送先住所(の入手方法)のことには触れないで「松永氏は今では当会とは関係ない人だ」ということだけを述べているのです。さらに8月26日から28日にかけて、副島理事長は事務所内で岡庭組合員に声をかける機会があったものの、岡庭組合員が私信を出すにあたって日常的に自分の知りえている範囲を超える送信であるかどうかも質したり確認したりすることなく、また私的流用であるという指摘も注意もしていません。

ところが、8月29日になって、8月28日付けの、本人に事実確認もせずに「流用」だと勝手に決めつけ、懲戒の文字を書き込んだ「再度通告」をF事務局長から本人に手渡すようにしたことは、懲戒乱用体質が染み付いた副島宏克理事長の愚挙です。

副島理事長は、衛藤晟一(現)参議院議員の選挙活動に「会員要覧」を提供し、「法人財産の私的流用をした」実績があるのですが、まず「会員要覧」の目的外使用の責任については自らはどのようにされたのかを示してからにしてもらいたいものです。ただちに「再度通告」を撤回すべきです。

「蟹工船」丸の社会状況

食糧高騰、物価高、リストラ、年金崩壊状況、倒産・リストラの増加。ワーキングプアが増大し、日雇い派遣状況は改善されません。障害者もそうですが、若者は言うに及ばず、赤ちゃんからお年寄りまでからみんな生きづらい世の中になっています。小林多喜二の小説「蟹工船」が、今の社会状況を表しているのですごく読まれているそうです。

団結がキーワード

今の社会状況は、個人の努力や競争に勝ち抜くことだけでは、根本的に解決しません。特に知的障害者はそのような競争のなかでは、はじかれてきたのです。労働者の分断を打ち破って団結しましょう。「生きさせる」のゼネストを呼びかける11月2日の「労働者集会」(日比谷野外音楽堂)に集まって団結の力で世の中を変えていきましょう。

8月	11日	月	UTG 定期執行委員会
	15日	金	靖国参拝阻止闘争
	15日	金	「蟹工船」2008 労働者市民のつどいへ参加
	18日	月	UTG 組合法対会議
	25日	月	中労委経験交流会へ参加
	29日	金	都教委包囲行動
9月	1日	月	UTG 定期執行委員会
	2日	火	UTG 組合員労災申請三田労基署に提出
	8日	月	UTG 育成会分会会議
	9日	火	育成会法人に36協定の調印要求文書送付
	13日	土	第33回全都反弾圧集会・デモ とき 午後1時～ 集会、午後3時～ デモ ところ 恵比寿区民会館 主催 第33回全都反弾圧闘争実行委員会
	15日	月	UTG 組合法対会議(ブリタニカ中労委命令) 15時～
	19日	金	共謀罪を廃案へ共同行動総決起集会 18:00～ 文京区民センター-2A
	24日	水	育成会都労委調査 13:30～ 東京都庁 S34 階
	25日	木	原子力空母ジョージワシントン入港阻止全国集会 18:00～ 横須賀グエルニ公園
	27日	土	ワーカーズアクション 18:00～ 文京区民センター 集会後デモ
10月	30日	火	品川臨職闘争庁舎前集会 デモ 18:00～
	3日	金	争議団闘争勝利決起集会 18:30～ 豊島区民センター
	5日	日	三里塚現地闘争 正午 成田市東峰
11月	6日	月	UTG 定期執行委員会 19:00～
	2日	日	労働者集会 日比谷野音 12時～

編集後記

昨年の安倍に続いて、福田も政権をぶん投げた。もう自民党に政権担当能力はない。民主党の小沢でも同じだ。いよいよ労働者自身が社会の全てを担う日が確実に近づいている。その日にゃあー泣こおーぜえー思いっきりーと。
 逝く夏と自民惜しむや蝉しぐれ、とは。(俊)

編集作業の中、文の断面にある「闘うぞ!」「負けるものか!」「許さない!」「生きさせる!」と揺り動かされます。想いを共にでき行動する方々にしっかり伝えなければと思います。(爽)